

(第十六部)

第一回 参議院財政及び金融委員会會議録第十三号

(一四三)

付託事件

○酒類配給公團法案(内閣提出)

○生命保険中央會及び損害保険中央會の保険業務に關する權利義務の承継等に関する法律案(内閣送付)

○物價引下運動促進に關する陳情(第九號)

○製菓事業保持對策樹立に關する陳情(第十九號)

○穀物價格改訂に關する陳情(第二十號)

○少額預貯金及び各種團體預貯金封鎖解除に關する陳情(第五十二號)

○イレフレ防止に關する陳情(第七十一號)

○金融機關再建整備法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○労働者災害補償保險特別會計法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○大藏省預金部等の價値の條件變更等に関する法律案(内閣送付)

○電氣復舊法に關する請願(第四十三號)

○會計検査院法の一部を改正する法律案(内閣送付)

昭和二十二年八月二十一日(木曜日)午後一時二十三分開會

本日の會議に付した事件

○金融機關再建整備法の一部を改正する法律案

○生命保険中央會及び損害保険中央會の保險業務に關する權利義務の承継等に関する法律案

○委員(黒田英雄君) それではちよつと定數に足りませんのでこれから懸

談會の形式で會議を始めたいと思ひます。先ず最初にお願いしたいことがありますが、それは去る八月十四日の本委員會におきまして、生命保険中央會及び損害保険中央會の保險業務に關する權利義務の承継等に関する法律案の質疑應答の際に政府委員の福田銀行局長からして御答辭があつた中に、少し速記に載りますので、速記から除くことを申込まれておるのであります。その點は一つ委員と政府との交渉にお任せ下さいまして、そういう點がありましてならばこれを速記から削除することについて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○中西功君 どういう點なんですか内容が……

○委員(黒田英雄君) 速記を止め……

(速記中止)

○委員(黒田英雄君) 速記を始め、只今申し上げましたように、委員長と政府と相談しまして不適當と認められる部分を削除したいと思ひます。これに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員(黒田英雄君) 御異議がないと認めます。さうにいたします。

それでは本日は金融機關再建整備法の一部を改正する法律案につきまゝして、審議を續行したいと思ひのであります。先般川上君でありましたか御質疑がありまして、政府が答辭を留保されておるものがあるようでありますか

ら、先ずそれを御答辭願いたいと思ひます。

○政府委員(福田進夫君) それは正金銀行が閉鎖になりました、そして東京銀行が設立になったという經過に關する説明であります。非常に詳しくその沿革を書いたものがありますので、先般川上さんに御覽に入れましたところ、これを讀めば宜しいというお話でありますので、そのように御了承をお願いしたいと思います。

○委員(黒田英雄君) いかですか、皆様それで宜しいですか、お聴きになりましたければ簡単にでも經過を話して貰ひますか……

○中西功君 お願いしたいと思ひます。

○委員(黒田英雄君) お願いいたしますか。

○川上嘉君 そいうことに……

○委員(黒田英雄君) では大略話して貰ふことにいたします。

○政府委員(福田進夫君) 正金銀行は種種複雑な經過を経て解散となる。それから新たに本年一月一日に正金銀行の資産負債の中、見合ふところのものにして、資産においては確實なる資産、これを基本といたしまして、それを東京銀行に譲渡する、東京銀行はそれの譲渡を受けまして、そして全く國內法による普通銀行として再出發する、こういうようなことになつております。

○中西功君 金融機關の整備の現状と、それについて少し一問一答の形で

政府委員の人に質問したいのですが、この金融機關再建整備は、現實にはどこまで進んでおるわけですか。

○政府委員(福田進夫君) 金融機關の再建整備は、その第一著手段階は資産負債の評価をすることでありまして、評価につきましては評價基準というものが、金融機關の再建整備に關する法律案に附してあります。この評價基準と確定評價基準との二つと考へております。暫定評價基準というものはどういふものでありまするかというところ、金融機關の極く大體の資産負債の見當を付しまして、そして成るべく早い機会に第二封鎖預金の解放をしようというものが趣旨とするところでありまして、これは極く大體把な評價基準でございます。これと並行しまして、確定評價基準というものが決まれば、確定評價基準は再建整備の終局的な處理のための資料として使われるわけでありまして、そこで現在の段階は、確定評價基準の一部と暫定基準の全部が既に決まらんとしております状況であります。七月一日附を以ちまして決めるという方針を立てまして、それを公表してあるものであります。それを公表してあるものでは、その法制的な手續におきまして目下關係方面と打合せ中でありまして、この打合せが未了のため、實體は決まつておるものであります。まだ法制的に發動の段階に至らない。かようなことになつております。

○中西功君 それで實は各主要な銀行について、どういふふうな影響を各銀行が受けるかという點を、以前も實はこの最初の懇談會でちよつと私も聞いたのですが、もう一度簡単に説明して貰ひたい。

○政府委員(福田進夫君) 各金融機關それによつて、再建整備措置の影響がどうなるかということを示し上げますことは、これは金融機關の信用に少なからざる影響のあります重大問題でありますので、これは懸念を致して頂きたい、かように存するものであります。大體種類別にこれを申し上げますと、金庫の總數は四つであります。その中資本金はこの措置で全部喪失するといふのは二つであります。それからその二つに對しまして、國家はその支拂を保証するため、補償金を出すと見込んであります。次に特殊銀行につきましては總數が四つありまして、その中二つは資本金を喪失し、更にその二つの中一つは國家補償金の交付を必要とする状況であります。普通銀行につきましては總數六十一ありまして、その中二、三のものが資本金が喪失するのではないかと、いふふうに考へられるのであります。そのものに對しまして國家補償は大體必要はなからうといふふうに考へております。それと貯蓄銀行につきましては總數四つの中三つは資本金が喪失するものであります。その三つの中二つが國家補償の必要がある。信託會社は總數六つでありまして、その中三つが資本金を喪失し、國家補償を要するも

のではありません。それから農業會は總數一萬九百七十八ありますが、大體三分の一の數のものが資本金を喪失した

いといふかような状態であります。

切りとなるものはその大體七割内外の額にはなるのであります。かように見透しておるのであります。

○中西功君 この以前の再建整備法が
できましたときに、増資が許されなかつたわけなんです、増資をさせなかつたというのは當時としてはどういふ理由で出たものでしょうか。又どんな経緯があつたのでしょうか。

○政府委員(福田赳夫君) 當時におきましては再建整備という方針によりまして、戦時中に重大なる経理上の負擔を蒙つた金融機關につきましては、この際これを「新しいとして再スタートをする」という見地をとりました結果、さうな重大なる傷のある金融機關というものが、そのまま將來とも續いていくということではいかん、そこで解散をいたすとか、或いは他に合併

に、さようなことをいたしますと、現在といたしましては、インフレ阻止ということが非常に重大な段階であり、まして、金融機關舉げて預金の回収に全力を盡さなければならん、さうな段階におきまして第二銀行を作る、或いは解散する、或いは合併するといふふなことになるましては、非常に金融機關自体が、落着きを失ひまして、本來の業務ができない、それじやいかんから、これは一つ解散をする、或いは他に合併するといふようなものは格別といたしまして、第二銀行を作らなければならん、又作らしてこれを存続せしめたいといふようなことにつきましては、この際從來のものに増資を認めまして、そうしてこのインフレ危機に全勢力を傾注せしめたいと、こういう考えなのであります。

○中西功君　それはこういうふうに着えられないでしようか。即ちこの金融再建整備法ができましたときには、評價基準というものを實際は甘く見ておつたと思います。又當時我々の見た新聞論評でも大體そういうふうな感じがいたしましたし、又あのくらいなら、この前の再建整備法でやつても大抵の會社、銀行は救われるだろう。ところが突然そうでない評價基準法が、決まつてしまつたので、非常に大きな打撃だといふので、結局評價基準法が決まつた結果、新しいこういう改正案が出されなければならなくなつたのではないかといふふうに考へて宜しいので、もと／＼最初の場合においても徹底して整理するために、こういうふうにしたというよりも、これならばなんとかなつて行けるというふうな氣持があつて、一應これが通過したといふ

ことになつておつたのだが、新しい評價基準の決定のために、この改正が、必要になつたというふうに見ては悪いですか。

つきましては、一般にいたしましたは、さようなことが、言われるのであります。が、他の一面の理由といたしましては、評價基準の如何に拘わらず、當時の見透しと異なりましたインフレの機相というものが出て來ておるのであります。この法案を作りました當時におきましては、この再建整備法の一連の措置で、或程度インフレに對する策となるであらうということを考えておりましたが、その後の状況を見ますと、なか／＼これは進みません。その間にインフレも相當昂進しておる、我々は貯蓄の増強、こういうものにつきまして特に萬難を排して、これに努力を傾注しなければならぬというふうな段階になつて來ましたので、そこで當時といたしましては、戰時中傷のできた會社をここで整備しようという考えを持つておつたのですけれども、その貯蓄増強、インフレの防止という素面の問題のために、それを犠牲にするというふうな考え方に變つて來ておる。それから尙只今仰しやられる評價基準がきつ目になつたと、そして思つたよりは資金を喪失する者が多いので、そういたしますと、更にこのインフレ事情によつて問題があるということも併せ考え、この兩者から來ておるのであります。

○中西功君　それで一つの理由として、そういうふうにインフレの昂進に伴う貯蓄の強化という必要から、銀行のこのたびの改正案が出ておるといふ

わけなんですが、一體果してそれが貯蓄増強とか、或いは又インフレ防止、そういう點に役立つかどうか、又半面、こういうふうな方法で銀行を救済するところが、又別の場合で言へば、銀行の整理というものを不徹底にしておくことが銀行に對する國民の信用を増す所になるかどうかという點は、僕はむしろ反對の見解を持つておるわけなんですからあります。と申しますのは、そういうふうな傷は徹底的にここで療治してしまふことが、そして又そのことによつて、銀行經營の基礎をはつきりと確立するということが、これが信用を増す根本であつて、決して具いものに著をして置くというふうな整理の仕方では本當の意味の信用は出て來ないだらうと思ひます。さつき銀行の内容に對して、私が質問いたしましたときに、政府委員の方が個々の問題について觸れるのは非常に信用の問題で困るというふうなことを言われましたが、もうそういうふうなやり方ではなくて、徹底的にないものはない、あるものはあるとはつきり示すことが民主主義であり、又國民の本當の信頼を得る所以だと思ふのです。それで銀行の補足的な救済というふうな見地からではなくて、もつと徹底的に整理するというふうな見地からやつて貰わなければインフレ昇進の防止にもならないし、その他のことにもならないと思ふのです。でそういう點では、私はまあこういう補足的なことになることを、又こういう改正案に對しては非常に不滿なんです、銀行がこういうふうな資本金を喪失しておる。即ちもう全資本金から見て七割以上を喪失しておる、謂わば五、六億の資本金、實に今の場合で

値ぐらゐの程度であります。打ち
あります。ここにおいて考えますの
があつて、一應これが通過したとい
このたびの改正案が出ておるとい
五、六億の資本金、實に今の場合で

言いますれば極めて少い資本金です。

或いは現在の日本では、それ位の金は一人の個人が持つておるかもしれないといふうな金なんです。その資本金で以て千何百億の國民の預金を、或いは國家の預金を支配しておるといふうなことは、これはもうこの整備を通じて、非常にはつきりと、これが矛盾であるといふことが目に見えて來ておると思ふのです。私、若し政府委員の意圖される、本當に金融機關に對する國民の信用を確保して、そうしてインフレ對策のために役立てると言われるならば、この際實はさういふうな機會に、即ち銀行の資本金が、これ程減つておるといふうな機會に、銀行國有をなさることが極めて妥當な措置である。これは又曾て昨年の對日理事會において、炭礦國有國營の問題で、イギリスの代表が非常に強調いたしました。現在のうな機會こそ炭礦國營國有をする絶好の機會であるといふうなことを言いました。丁度それよりもつと的確に、日本の金融機關においては、この際國營をやるといふ絶好の機會だと思ひます。それでむしろさういふうな個々の資本家を増資をさせて救おうといふうなことによつては、決して日本の金融機關の整備は完全に行われぬ、結局中途半端に終つて却てこれが又あとの禍をなすといふことも考えられるわけでありま

す。政府の方ではさういふ銀行國有問題に對してはどんな意向を持つておられるか、これをやるのに非常に絶好の機會ではないかといふ點について意見を聴いておきたいと思ひます。

○政府委員(福田勉夫君) 只今金融機關の資本が非常になくなるという機會において、銀行の國營を斷行するといふことは、非常に機宜を得たことではないかといふうなお話であります。が、これは銀行國營という問題は、他の企業との歩調の問題の一環として考へるべき問題であらうかと思ふのであります。原則として、只今國有といふことをやつておられません段階におきまして、金融だけが國有といふことは歩調が取れず、又この運用もうまく行かないんじゃないかといふうな感じを私は持つておるのであります。又政府といひましては、その國有といふことを考へている模様はないのであります。私はさういふ指圖を受けていません。それだけであります。

○松嶋喜作君 私は銀行國營というお話が出ましたが、これについて反對の意見を少し述べさせて頂きたいと思ひます。由來銀行といふものは、信用を以て立ち、非常にデリケートな信用の上に預金を集め、さうして又慎重なる責任の上において貸出をする、さういふことにおいて、銀行といふものはスミースに設置して來たものであります。ところが歐米におきましても、銀行といふものについて、國營的の、政府管掌の制度を作つた銀行で終りを全うしたという例は少いのであります。ドイツにおきましても、フランスにおきましても、見を國家權力が支配し、政府の力が強力に及ぶといふ金融機關は終りを全うしないのであります。それで金融機關といふものの性格を從來の觀念から離してです。別な意味において、この銀行を政府の力でやるということにおきま

しては、この一面の機關として、政府の力が及ぶことは必要なことでもあります。けれども、國家全體の金融機關を國營にするといふことは、歴史の上から見ましても、信用の上に立つ機關といふ點から見ましても、うまく行かないといふことを、私は信じます。銀行に關しましては、國營といふことは私は絶対に反對する考えを持つております。ちよつと申し上げます。

○中西功君 若し宜かつたらもう一つ、少々問題が放れると思ひますが。

○委員(黒田英雄君) 討論は討論の機會においてどうぞ……。

○中西功君 そうですね。

○委員(黒田英雄君) あなたは御質問ですか。討論なら討論の機會に……。

○石川準吉君 いや討論でありませぬ。今回改正されます金融機關再建整備法の規定の適用の範圍をどの程度になさいますか。即ち確定損害額が資本の全額或いは全額以上に相當するやうな金融機關全部に適用する積りか、それらの見逃しの問題をちよつとお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(福田勉夫君) 今回の措置は資本が喪失になりますもの、又その中で更にひどい損害を受けるものは國家の補償を受けることになるのであります。が、さういふもの全部につきまして、これを適用する考であります。併しながらこれを適用する結果この新勘定増資を認めることになるものは、これは今後金融機關といたしまして、戦時中の傷を完全に拂拭いたしまして、將來再出發ができるというやうな、確たる見逃しのあるものだけにこれを適用する、さういふうに考えたのであります。例えば或る業會が内容が極めて不振な状況でありまして、併しながら命だけは姑く繋いで行きたいといふうな意味合から、新勘定の増資をいたしたいといふうな要請が假りにありましても、これは認めない。その際には解散を懇願いたしますとか、或いは他に合併を懇願いたしますとか、とにかく新勘定増資は認めない。さういふやうな態度を取つて行くといふことに考へておるのであります。

○石川準吉君 その前提の基礎になるやうな何か基準といふやうなものが、御當局においておられるかどう

○政府委員(福田勉夫君) これは第二銀行又は第二金融機關、第二金融機關の設立を認めなければならぬといふやうなものにつきましては、これは新勘定において増資をするといふことを認めたかと思ふのであります。然らば第二金融機關を如何なる場合に認めますかと申しますと、これは只今の保險の方では第二金融機關の設立といふことが始まつておるのであります。大部分のこの資本の喪失は、金融機關におきまして第二制限保險會社を作つたのであります。この保險の會社につきましては、第二金融機關として存立せしむべき會社といふものを、保險復興會社といふものを業者で作つて貰ひまして、こゝでさういふ標準といふものを御検討願つたのであります。その御検討を願つたのを第二會社を作るにふさわじき條件といふものが、我々も全く意見が只今一致したのであります。その基準を採用いたしました。第二金融機關と認め得べきか認め得べからざるかといふものを決定いたしました次第であります。それ、金融機關によりま

して、相當の特性があると思ふのであります。特性を考慮しつつ一定の基準といふものを考へまして、さうしてこれを許可標準に當嵌めて行きたいといふうに考へております。又個々の金融機關の種類によつて、さういふ標準を考へておるといふことは申し上げることはできない段階であります。

○木村八郎君 三つの點を御質問いたしたいのであります。第一點はいろいろ金融機關が整備の状況に入りましたが、日本銀行も大陸關係においても、特殊銀行に相當な貸出しもある。日本銀行においても整理する部分が相當あつたと思ひます。日本銀行はさういふうにして整理が進んだかといふ、又さういふうにして整備して行くか、日本銀行の設備の整理についてお伺ひしたいのですが、それがいろいろ金融政策或いは金利政策、さういふものと日本銀行の損失の整理の問題と關連があつて、さういふことが金融政策や金利政策に影響を與えておるかないか、さういふ點についてお伺ひしたいのであります。

それから第二點は興業債券です。興業債券を第一封鎖にするか、第二封鎖にするかの問題、大體において第一封鎖にされるやうな御意向でありまして、そのために補償がそれだけ減るというお話ですが、大體第二封鎖の金額は、最初昨年封鎖をやつた場合に三百何億が、五十億ぐらゐであつて、それが財産税納入を認めたためになつておる。而もその中切捨てになるのは大體七割ぐらゐで、後は残る、第二封鎖の残つたものは第一封鎖に繰入れられるのであります。さういふう

うに切捨ての對象となるべきものが残つてゐるのに、興業債券は第一封鎖に移して國家が補償する。そういう點は矛盾しないかどうか、これは銀行が違ふから、經理が違ふからさういふことになるのかも知れませんが、若しかさういふ點を考へますと、整備に當つては、少なくとも國有はとにかく後の問題としても、金融國家管理をやつて整備をすべきではなかつたか。それで金融機關の勘定をプールしてやるべきではなかつたか。これは遅れてしまつたから、これからさうやるということ

は困難かも知れませんが、建前としてはさうではなかつたかと考へるのであります。この點についての御意見を伺いたいであります。

第三點は、財閥解體、或いは今後現われるであろう私的獨占禁止法に關連しまして、いわゆる經濟力集中排除法、あるいはものと金融機關の整備の關係、多くの財閥銀行は残りましたし、そして財閥銀行は大部分本店中心で、各地方に澤山支店を持つてゐる。あるいは、形は獨占禁止法に低觸しないかどうか、中央的トップ・ヘビーの企業は、今度のいわゆる企業再整備法ですか、基準法ですか、あるいはものによつて整備をされるのではないか、さういふような點が問題になつてゐる。それと金融機關再整備との關係について伺ひたい。この三點について御答辯を煩わしたいのであります。

○政府委員(福田雄夫君) 日本銀行は御説の通り、この戦争によりまして、非常に多くの損害を受けるのであります。これは先般金融機關再整備を考へるという際におきまして、日本銀行

だけは再整備から除外したたのであります。これは他の金融機關の親金融機關たる地位にあるのであります。そして、さうして他の金融機關の整理の尻といふものが相當日本銀行にその處置が集中して来るのであります。他の金融機關の處置といふものがどうあるかによりまして、日本銀行の整理とこの打撃といふものにも非常な大きな變動があるわけでありまして、さうなことで、他の銀行と同列にこれを再整備するということも如何かと思ふ。さういふ見地から、全般の金融機關の再整備におきましては、これを除外したわけでありまして、その時機は國際關係との關係もございまして、又他の金融機關の再整備の措置の進行の状況という關係もありまして、國內、國外の情勢を脱み合はせまして、成るべく早い機會に日本銀行の整理を行いまし、かつた。これと同時に新日本銀行、即ち日本銀行の機構につきましても再検討をする必要があるのである。かといふふうに考へておるのであります。今般の再整備によりまして、普通の金融機關におきましては株主も、それから預金者その他債權者も非常な損害を蒙つたわけでありまして、日本銀行を整理するに當りまして、全くこれに適用せらるべき原理は適用を受けなければならぬ、即ち今日日本銀行といふものは重大なる犠牲を分擔しなければならぬ。又各種の債權者におきましてもそれ相當の犠牲を負担しなければならぬといふふうなことになる。けれども、次に興業債券の問題であります。興業債券のみならず、金融機

關の發行いたしておりましたところの債券、いわゆる金融債券といふものは、先般の金融緊急措置法並びに金融機關の整理應急措置法、金融機關の再整備法の取扱上、どういふ扱いをするべきものであるかといふことは非常にむづかしい問題として考へたのであります。ということは、これは一體預金であるのか、債券であるのか、普通の社債であるのか、これが見方によりましていろいろ違つて来るのであります。結論は、金融機關が興業債券といふものを持つておる場合におきましては、これは普通の預金と同じに見まして普通の預金につきましては、金融機關の頂金はいわゆる新勘定にこれを入れまして、さうして預金を保護しておるわけでありまして、それと同様の措置を金融機關が持つておるところの興業債券につきましても採りまして、金融機關が、例えば東京銀行が興業債券を持つておるという際には、これは新勘定に計上いたしまして、さうして興業債券の債權を保護する。さうして建前を採つておるのであります。理論的根拠といたしましては、これを預金、預金ならば當然さうなつたのであります。興業債券といふものは預金と一線の形態でなかつたかといふような考へ方です。さうなことにいたしましたのであります。それから個人が持つておる場合にはどういたしますかといふ問題であります。それが、これ又非常にむづかしい問題で、結論を實は得ておらないのであります。金融機關が持つておるものが新勘定において預金同様の保護を受けるならば、個人の持つておる興業債券も、個人が持つておつたところの預金同様

の、即ち一萬五千圓乃至三萬二千圓の範圍内において保護を受けるのが當然じゃないかといふ結論も出て来るのであります。ところが預金につきましては名寄せといふような仕組みがあるのであります。興業債券については、一體誰が持つておるのか見當がつかない、この登録を假りにさして見ても、皆登録の際に分散をするといふようなことになるのであります。假りに一萬五千圓乃至三萬二千圓を保護するといふ全部に保護をするといふようなことになるわけでありまして、一體これをどうするかといふむづかしい問題に達着しております。未だに個人が持つておる分につきましては結論を得ておらないのであります。それから金融機關が持つておる興業債券が舊勘定に假りに入れられるということになりますと、個人が持つておるところの興業債券、それから金融機關が持つておるところの興業債券、共に同じ扱いを受ける、同じ扱いを受けます結果、大體切捨率といふものは六割から七割の切捨率であります。四割は助かるのです。ところが金融機關が持つておるところの興業債券を新勘定に入れるという措置をいたしますと、金融機關が持つておる興業債券は助かるけれども、個人の持つておるの一文も補償を受けないといふ計算になるのであります。そこで問題はさういふむづかしい相成つて来ておるので、成るべく早い機會に結論を得たいといふふうに考へております。

それから企業集中排除法といふものが、政府において考へられておるというところを承知しておるのであります。これが金融機關にどう響くかとい

うお尋ねと拜承したのであります。この考へられておる法案が、形式上、金融機關に適用があるかないかといふことは、まだ私は決定しておらない。さうに考へておられません。併しなからこの金融機關が、あの企業集中排除法案に感ぜられんとしておる。この思想並びに方法によりまして、同じ扱いを受くべきものであるかといふことさうには考へておられません。金融機關は企業とは別個の形態の扱いを受くべきものであるといふふうに考へておるのであります。勿論この金融機關の中には、財閥的色彩の極めて濃厚であつた。いわゆる四大銀行といふようなものもあるわけでありまして、これらにつきましては、すでに人事の關係の處置は大體終了してあるのであります。それから株主構成、これも殆ど財閥色彩の措置が採られて完了したつたのであります。それから尙財閥銀行が融資をする。その財閥系統の銀行の融資をする融資先につきましても、別途企業の方の解體に伴ひまして整備が進捗しつつあるのであります。さういふ點で未だ足らざる點は更に補足するにいたしました。又財閥の名前を表示するがごとき、名稱の問題、さういふ問題も考へて行く必要があるのではないかと。さういふことも考へるのであります。企業集中排除法のあれと同じ實體のものが金融機關に適用せらるべきものであるといふふうには考へておらないのであります。金融機關は成るべく信用鞏固、基礎鞏固のものを程宜いといふふうには考へるわけでありまして、ただこれが獨占的になつてやいかんといふ點だけに過ぎまして、十分なる規正を加へることを考へれば十分ではないか

えるという際におきまして、日本銀行

するが、興業債券のみならず、金融機

個人が持つておつたところの預金同様

か、これが金融機関にとりては、かとい

かえることを求めたは十分でないとい

というふうに考えております。

○委員長(黒田英雄君) ちよつと私お尋ねしますが、新しい増資を求めるといふのは、今の御説明のごとく、解散をするような場合において或條件によつて求めるということであるようですが、解散に至るまで資本の金額を失はないでも、資本の大部分を失うようなものが増資をしようというような場合には認可をされる方針なんですか、どうですか。

○政府委員(福田雄夫君) 認可いたす方針であります。

○委員長(黒田英雄君) もう一つお尋ねしますが、この二十六條の二の第三項の「その出資の全額に相當する確定損を負担して當該金融機關の會員又は組合員でなくなつたときは、その者は、新勘定及び舊勘定の區分の消滅後六箇月を限り、資金の貸付、施設の利用その他當該金融機關の會員又は組合員の受ける利益を受けることができない」とあるのですが、これはどういふ場合に適用になつて、どういふふうな利用とか、貸付を受けるというふうな利益を受けさせる必要があるというふうにお考えになるのですか。この點をもう一つ御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(福田雄夫君) これは例えは農業者を例に採りますと、農業者は、今出資者たる組合員がおるわけであり、これが解散になりますと同時に、出資者たる資格を失ひまして、從來の農業者から受け取つたところの利益に均霑することができないといふふうなことに相成るのであります。が、それでは非常に都合な場合が生ずるのであります、引き續いて同様

の利益を受けて参りたいということにさせる必要があるのではないかと、これを考へておるわけであり、これにも書いてある通りその利益というものは、資金の貸付と、それから施設の利用、この二つであります。それからその他云々と書いてあります。が、その他といふことは、別に具體的な内容を考へておるわけじゃないのでござい、ます。たださういふような事態ができて来たならば、さういふ利益にも均霑して行きたいといふふうな意圖を持つておるのであります。全く從來の組合員の便宜を圖るといふような趣旨を持つておるわけであり、ます。

○委員長(黒田英雄君) それではこの「新勘定及び舊勘定の區分の消滅後六箇月を限り」といふ、この六ヶ月といふのはどういふところから限られたのですか。

○政府委員(福田雄夫君) 六ヶ月ともなりましたら、從來の出資者におきましても、それ、適當な新農業者に加

入をいたしまして、さうして新農業者の利益に預り得るというふうな考えましたので、まあ六ヶ月が宜しうござい、ますか。或いは三ヶ月が宜しうござい、ますか。或いは九ヶ月にいたしまし、ますか。まあ大體六ヶ月もありま

○委員長(黒田英雄君) 尙資金の貸付もできるよになつております。これは會員とか組合員とかいふ者の、出資のなくなつた者に貸付をするよになつたのですか、さういふときには、何も、擔保も何もないよになつた

りますか、これは差支ないのですか。○政府委員(福田雄夫君) これは貸付はいたしますが、出資はしてない。擔保力がないといふことに相成るといふお話であります。この貸付をいたす場合には、それ、適當な擔保を取る。或いは保證人を取る。適當な價値確保の手段は採るのであります。従いまして出資がないから擔保力がないといふようなことにもならないわけでございます。

○委員長(黒田英雄君) もう一つ伺ひますが、「第一項の金融機關が第五十七條第一項に規定する金融機關である場合において」といふ、この五十七條第一項の金融機關の範圍をどう適用しようとお考へになつておりますか。範圍は何と何とでありますか。

○政府委員(福田雄夫君) 只今考へておりますのは、農業者、それから市街地信用組合、尙漁業者、水産業者等についても考慮する餘地があるかも知れないといふふうな考へておるのであります。が、いづれにいたしましても、組合組織の金融機關は全部適用するといふふうな考へております。

○委員長(黒田英雄君) 金融機關再建整備法の一部を改正する法律案につきましてどなたか御質問はございませう。本日は國庫の状況の報告につきて、質疑をいたすつもりでございましたが、關係の政府委員が差支がございましたので、お答へができません。延期して貰ひたいという希望があつたのです。この次にいたしたいと思ひます。生命保險中央會及び損害保險中央會の保險業務に關する權利義務の承繼等に關する法律案につ

てどなたか御質問がございますか。ございませうければ本日はこの程度で閉會いたしたいと思ひますが、御異議がなければ……。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(黒田英雄君) それではこの次は明後日の午前十時から農林委員會と、それから商業委員會と連合の懇談會を催したいと思ひます。向うの方から申込みありましたので、さう御承知をお願いしたいと思います。懇談會でありまして、これは政府の出席はない方が宜いという希望がありますので、先ず政府の出席なく開きまして、必要があれば政府委員に来て貰ひます。よろしく、政府の方に待機して頂くように交渉したいと思ひます。初めは政府に關係なくして、懇談したいと思ひます。それは酒類配給公團法案について、他の公團も一般的に御相談を願ひたいと思ひます。それでは本日はこれにて散會いたします。

午後二時二十九分散會
出席者は左の通り。
委員長 黒田 英雄君
理事 波多野 鼎君
岩木 哲夫君
委員 木村 義八郎君
森下 政一君
玉屋 喜章君
松嶋 喜作君
山田 俊一君
田口 政五郎君
星 一君
赤澤 與仁君
石川 準吉君

政府委員
大藏事務次官 小坂 善太郎君
大藏事務官 小宮 山常吉君
(銀行局長) 高橋 龍太郎君
福田 雄夫君 中西 功君
川上 嘉君

昭和二十二年十月一日印刷

昭和二十二年十月二日発行

參議院事務局

印刷者 印刷局